

地方圏の暮らしをどう構想するか？

—最低生計費調査と「暮らし志向」を支える社会政策—



大分大学経済学部教授

いしい
石井 まこと



1 はじめに

OECD が発表した2019年平均賃金の国際ランキングで日本は24位（35カ国中）と報じられた。これは購買力平価を加味した、いわゆる実質賃金の国際比較である。これに対して、日本の財界、経団連・中西会長も「日本の賃金水準がいつの間にか経済協力開発機構（OECD）の中で相当下位になっている」（「日本経済新聞」2021年1月27日電子版）と認めている。「いつの間にか」という認識は、なぜそうなったのかという分析がない点では問題だが、2000年代初頭に国際競争力維持のために「日本の賃金は世界のトップレベル」、「ベアは論外」と論じていた経団連（日経連）からは前進した。

日本の賃金の低さを一貫して主張してきた下山房雄しもやま ふさおは、1968年刊『現代賃金論2巻』（青木書店）のなかで「戦前戦後を通じて発達した資本主義国の中で、日本が最低にあることはほぼまちがいない」（299頁）と述べた。しかし歴史は動いた。60

年安保闘争の不満吸収のために、60年秋12.4%の人事院勧告を皮切りに、1961年春闘13.8%から75年までは2桁%で上昇し、賃金は欧米水準へと接近していく（下山2010：278）。ただし、1976年以降は81年、90年に若干の上昇を見せただけで、90年代後半から1～2%台で推移し、冒頭の低位な平均賃金に帰結した。グローバルな経済覇権主義のまん延である。

下山曰く、国民は国際競争力による覇権など望んでいないのに、労働強化と賃金抑制につき合わさせられている。「日本的労使関係」がそれに伴走した。私たちは今一度、生活＝生きる活動とは何かを問わねばならない時代に生きている。国際競争力を維持するために、労働者の賃金を犠牲した「日本的労使関係」や、女性や若者そして地方圏で働く者をその外に位置づけ、賃金への配分を抑制した結果、次の世代への希望が語れない社会にしていないのか、われわれは問い続ける責務がある。

筆者は現在、地方圏・大分県での最低生計費の調査に携わっている。1400人以上もの方に手問ひまをかけてアンケートに回答して頂いた。現在集計中であり、そのデータを本稿で使用することは

出来ないが、近いうちに沖縄県とならび全国最低の最低賃金となっている大分県の最低賃金を引き上げる根拠資料になっていくことが期待される。

また、今回はコロナ禍での調査であり、非常時のなかでの生計調査であることが、これまで行ってきた調査とは異なっている。コロナ禍では収入支出様式が変動しているため、その影響や変化を捕捉できるアンケート項目にした。生活行動が異なるなかで交際費関係の支出抑制が考えられる一方、車社会である大分県ではガソリン代がかさむことも予想される。全労連がこれまで行ってきた他の地方都市との比較により、コロナ禍での生計費の変化も見えてくる。調査結果は6月をめどにまとめる予定（現在4月）であり、地方圏での生活改善につながる知見が引き出せるように分析を進めたい。

そこで本稿では、最低生計費とはかけ離れた地方圏の最低賃金の低さが、地方圏の若者や女性に重くのしかかり、地方圏ひいては社会の維持困難性を高めていることを論じていく。われわれが進めてきた調査¹⁾の事例から、地方で生活し続ける社会を作るにはどうすべきかを小論ではあるがまとめてみる。

2 地元から出られないから地元志向？—「地方協定」の存在—

(1) 地元志向で若者と社会は豊かになるのか？

筆者は2007年頃から地方圏で働く20代、30代の若者の仕事や生活に関するインタビュー調査を行ってきた。そこでは職場や私生活でさまざまな葛藤を抱え、決断しながらも生活が安定しない若者たちに出会ってきた。調査から10年が経過した2017年に『地方に生きる若者たち』（旬報社）をわれわれ研究チームで上梓^{じょうし}した。明らかになったのは親世代を経済的に超えられない地方圏の若者たちや、親の病気・介護や都市圏での劣悪な労働

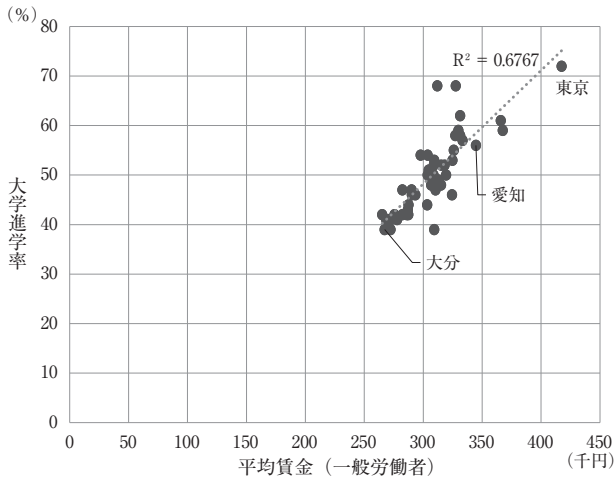
条件のため、地方圏での暮らしを選択せざるを得ないことであった。

この間、統計的にも明らかになっているのは地方圏から都市圏への人口移動はそれほど大きなものではないことである。こうした流入は継続的に存在しているものの、県内都市部への移動や地方圏間の移動も一定程度存在し多様である。このなかで留意すべき問題は、都市圏に行くことで所得が上がることや、所得が高い恵まれた層が都市圏に行くことができる傾向にあることである（阿部2020：37-38）。

ここから地方圏に残る若者は所得を上げる機会を得られないまま滞留することが容易に導きだされる。若者が地方圏から出る機会は進学と就職である。筆者は、若者を地方圏に閉じ込めてしまう「仕掛け」があることを拙稿（石井2020）で「地方の生活費は安い」＝「地方協定」と「高卒初任給の低位平準化」の2つで説明した。

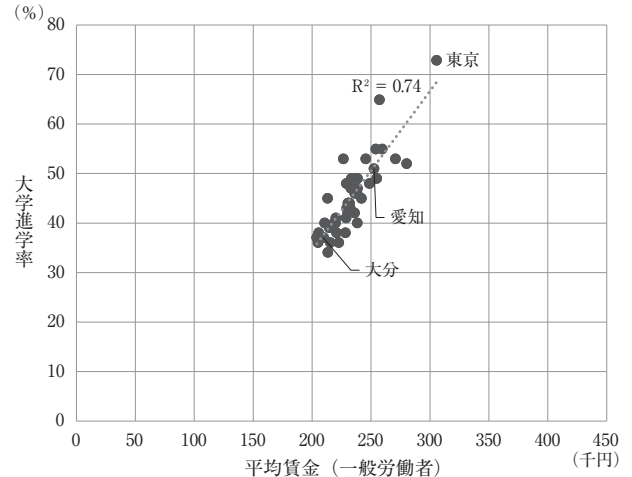
「地方協定」とは、行政・住民・企業さらには労働組合や教育機関も「地方の生活費は安い」という誤った認識により作られる低賃金供給構造のことをいう。「地方協定」は地方圏で働く労働者の賃上げ運動にブレーキをかけ、地方圏賃金は上がらず、生活費の節約が進む。子どもの学費も節約の対象になる。親の経済的状況で進学ができない場合、就職により経済的自立が可能かというところではない。それを阻害する要因の1つが「高卒初任給の低位平準化」である。特に女性は低い。厚生省「令和元年賃金構造基本統計調査（初任給）」によれば、高卒女性の初任給は大分県で16万4600円、東京で18万200円、その差は1万5600円であり、高校の進路担当の教員に言わせれば「20万円を超えるか、寮などがないと就職を希望する者は少ない」のである。この低賃金供給構造に地方圏の若者、特に女性は犠牲になっているといっても過言ではない。今日、若者の地元志向が進んでいるといわれる。特にコロナ禍では地元就職の内定率が高まっている。現状の「地方協定」により低賃金供給構造にはまってしまうなかでは、地元¹⁾に若者が定着していると素直に喜ぶわ

図表1 都道府県別男性大学進学率と男性平均賃金の相関



出所：文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

図表2 都道府県別女性大学進学率と女性平均賃金の相関



出所：図表1に同じ。

けにはいかない。



(2) 女性の進学環境を整えるべき

地方圏では収入面で親と同等ないし親を超える所得を得ることは難しい。地方圏でその可能性があるのは、民間大企業の事業所、公務、医療・教育等の専門職といった程度で限りがある。また、収入面だけではなく多様な仕事の少ない地方圏から、多様に仕事が展開する都市圏へと移動を試みる。たとえば大分県の中山間地域の高校生が「映像の仕事がしたい」となれば、都市圏にいかざるをえない。しかし、進学する大学や専門学校は、都市圏に集中し、高等教育へ予算をかけない日本では自助による進学が一般的である。

日本はOECD加盟国中チリについて2番目に高等教育に占める家計負担割合の高い国である(小林2018:6)。この結果、進学するのに費用がかかる地方圏の高校生が、親の平均賃金の低い地方圏にいることにより、進学しない選択肢をとらざるを得なくなっている。

図表1および2をみてほしい。これらは大学進学率と「賃金構造基本統計調査」(賃金センサス)の一般労働者の平均賃金を性別に分け、都道府県別で相関をみたものであるが、それぞれ高い相関を示すことがわかる。さらに興味深いのは性別で見ると女性の方で決定係数(R^2)が高く、男性よりも強い相関を示していることである。女性は

男性よりも都市・地方間格差が大きいのである。ちなみに賃金センサスの一般労働者平均賃金は2019年の調査で男性33万8000円に対し、女性25万1000円と女性は男性の74.3%であるが、進学や就職で東京に行けば女性でも平均30万5800円まで上がり男性の90.5%となり、格差はかなり縮小する。しかし、進学することは地方圏の女子高校生には難しく、かつ、高卒初任給の全国的な低位平準化現象があり、現実的ではない。こうしてみると、男女間の賃金格差は女性を低賃金が多い地方圏に留めおくことに起因している。地方圏の女性が進学できる環境を整えることは賃金格差の改善につながるがみえてくる。地方圏の女性の進学就職環境の改善は急務である。



(3) 低賃金供給構造の「地方協定」を変えていく

さて、「地方協定」に話を戻す。女性がパート労働を最低賃金もしくはそれに近い賃金で同意する理由を金(2017)は「主婦協定」と呼んだ。金は「主婦」=「家庭優先」という暗黙のルールを企業だけでなく労働者そして労働組合も承認していること、その結果、主婦は低賃金と引き換えに職場への従属は強制されにくい「権利」を獲得し、低賃金が合理化されることを明らかにした。これと同じ論理で、地方圏は「生活費が安い」という間違った認識が修正されないまま、賃金は都市圏よりも安くてもいいことが正当化される。こ

れを筆者は「地方協定」と呼び、企業・労働者だけでなく、行政・労働組合・教育機関もこのことに無意識になっている構造にある。

この「生活費は安い」の誤謬を事実で明らかにするのが「最低生計費調査」である。調査をするまでもなく明らかなことは、われわれが使っている衣服、電気製品、車、携帯電話などは、地方圏で安くなるものなど何一つなく全国一律価格であり、逆に地方圏は流通コストを上乗せされ、都市圏では競争原理で安価にすらなる。にもかかわらず、地方圏の生活は安いとする言説がはびこる。なぜか。それは、地方圏では消費が市場化する範囲が狭いことに起因していると考えられる。外食、交際・レジャー費は少なく、食材が地元で直接供給されることや、住宅も土地価格を変動させる投機も少なく、親との同居による近代化・市場化していない部分が相対的に多い結果だろう。

しかし、地方圏生活の近代化・市場化は着実に進み、地方圏でも郊外型のショッピングセンターの進出、携帯電話のネットワークによる24時間活動化や商品・サービスの流通の活発化、これらにより地方圏も生活様式は都市化している。

こうした消費市場構造の変化をも受け入れながら、われわれは生活をしている。大切なことは、受け入れるためには、さまざまな資本、具体的には資金、知識、ネットワークといった金融資本、人的資本、社会関係資本が必要であるということだ。さらに、市場にあわせてライフコースを変えたとしても、生活の基本である住居、食生活、医療・福祉、教育を誰もが受けられる保障が必要である。これらが日本では家族によって保障される「家族保障社会」であることを認識しなければならない。そして、その資源を賃金や様々な企業福利を通して企業社会に依存してきた。長い間、企業も家族も機能不全を起こしているが、応急措置ばかりで抜本的な解決策は展開していない。

これまで企業は正規にはすぐに過度な負担を強いる即戦力、非正規には安さをもとめてきた。それに付き合っ、家族は自助で対応し、政府も少ない公的支援しか提供しない結果、家族は多様な

就労に参加し、家族を支えるが、労働市場が安価に設定されている地方圏では、このことが若者を地方に閉じ込める結果となっている。地方圏の労働市場は若者を成長させる踏み台ではなく、未来を萎縮させる「逆機能」を起こしている。それだけでなく、地方圏の終焉^{しゅうえん}すら早めることにもつながっていく。

このことを踏まえて、次にわれわれの若者調査から得られた、地方圏での生活展望を切り開くための「仕掛け」について論じていく。



3 地方圏の若者調査から分りつつあること



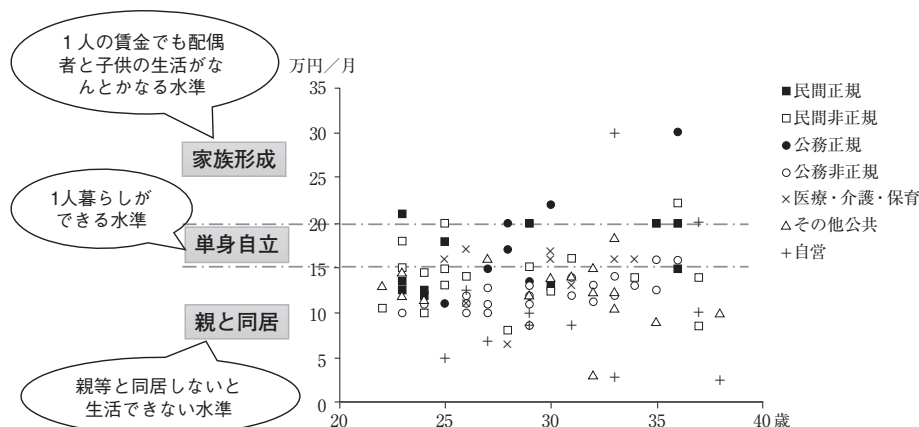
(1) 非正規を渡り歩く若者たち

筆者は石井・宮本・阿部(2017)において、若者の初職の非正規化と流動化について論じた。初職非正規化は着実に進んできたことを総務省「就業構造基本調査」は示している。特に高卒女性の非正規化は顕著である。さらに、学歴の低さは正規になる確率を落としていることも同調査は示している。先に見た地方に留められる構造により、学歴が低くかつ女性であることによって貧困が構造的に作りだされることになっている。一方、正規になったからといって「名ばかり正社員」の問題もある。

かつてインタビューした24歳女性の本田^{ほんだ}さん(仮名)は大卒後に正社員で就職するも、労基法が守られない会社に耐え切れず辞めて、地元に戻り非正規公務員をするが、生計費を節約するために外出を控え土日はコンビニで買い物とオンラインゲームで節約をする日々であった(石井・宮本・阿部2017:32,35)。

われわれがインタビューした若者の多くは、新卒で正規採用され勤続を重ねる賃金センサスで定義された「標準労働者」ではない。標準労働者は長時間労働と引き換えに現在でも年功賃金と生活

図表3 雇用形態・職業別にみた年齢と手取り月収の関係性



出所：科研費成果報告書「地方圏若年層の多様な就業機会と家族形成に関する地域間比較研究」
 (<http://kaken.nii.ac.jp/file/KAKENHI-PROJECT-24330155/24330155seika.pdf>) および
 石井・宮本・阿部編(2017:150)に加筆。

が保障されている。しかし、この標準労働者になるかならないかは新卒時の労働市場状況に左右され、その後の生活に大きく影響する。中高年フリーター問題いわゆる「ロスジェネ」問題はその典型である。しかし、地方圏で真面目に働く若者の多くは、この標準から外れた者が増加し続けている。新卒非正規の増加もその証左である。

こうした地方圏の若者は手取り10万円台で働きがいや生活の安定を求めて、彷徨っている。誤解がないようにするために付言する必要があるが、低賃金なのでやりがいのない仕事というわけではない。やりがいはあっても低賃金の仕事が多いのである。この解決策の1つが暮らしの選択ができる環境を整備することである。最低生計費を保障する社会はその1つになりうる。そのことを次に述べたい。

「手取り15万円（時給1000円）の壁」、 (2)「手取り20万円（時給1333円）の壁」と最低生計費

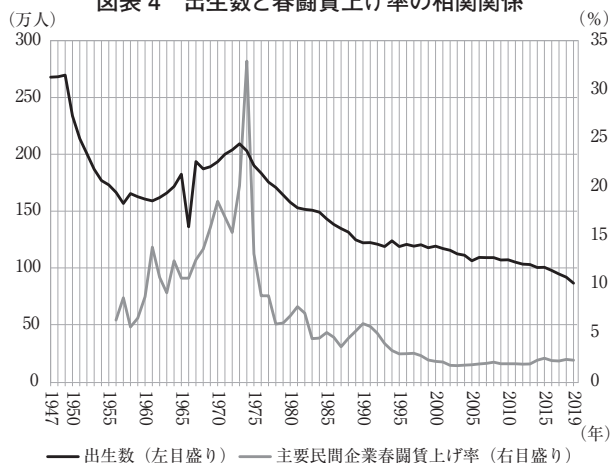
図表3は、われわれ研究チームがインタビューした若者たちを横軸に年齢、縦軸に月の手取り収入をプロットした図である。さらに民間正規・非正規、公務正規・非正規、自営などの職種・雇用形態が分かるようにしている。この図とインタビュー記録を突き合わせると、地方圏（九州・東北）の若者たちに共通する2つの壁があることが分かってきた。

それをわれわれは「手取り15万円の壁」、「手取り20万円の壁」と呼ぶ。手取り15万円を超える収入をもつ若者は親元から自立ができる選択権を持つ。嘱託か正社員になったばかりの自動販売店で勤務する30歳女性の花沢さん（仮名）は「嘱託社員時代も現在も手取り月収は約13万円」、「16万円はほしい。そうすれば家も出られる」（石井・宮本・阿部2017：151）と話し、15万円近辺に分岐点があることが推測される。

もう1つの壁、20万円は夫婦で、子どもが小さくてどちらかが働けない期間があっても、生活できる最低限の収入であることがインタビューから分かってきた。親元から離れ、子育てしている若者は20万円を超え、それを超えない場合は親と同居していた。われわれが調査したのは地方圏のただか132名の若者に過ぎない。しかし、若者が口々に語る言説から、手取り額の確保によって、地方圏の若者の離家や家族形成の行動様式が変わることは、地域を越えて普遍的な現象ではないかとみている。

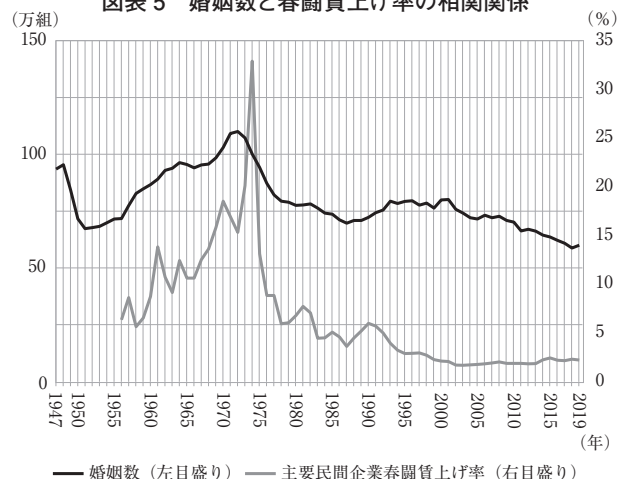
全労連はこれまで26地域で最低生計費を計算している。それを年間1800時間による月労働時間150時間とした場合、最低生計費を仮に労働のみで賄うとして、時給1400～1600円程度であることが分かっている。われわれの調査で示した手取り15万円、20万円を稼ぐには、それぞれ月150時間計算では、時給1000円、1333円となる。われわ

図表4 出生数と春闘賃上げ率の相関関係



出所：厚生労働省「人口動態統計」、「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」
注：1947 72 年は沖縄県を含まない。

図表5 婚姻数と春闘賃上げ率の相関関係



出所：図表4に同じ。

れの調査からは時給1000円で親元から離家した生活選択が可能になり、1333円で家族形成を選択することが可能になることが導かれる。このことから最低生計費水準までいくと確実に、親元から離れるか留まるか、結婚するかしないか選択することが可能になるが、多くの地方圏の若者はこの選択に参加することが金銭面で阻まれている。もう一度誤解なきように述べると、この賃金水準がないと離家も結婚も現実的に不可能というわけではない。若者にとって、親・教育機関・メディア等の言説や標準的なライフコースを強制する慣性力が強く、社会を変えていく行動を起こせていないだけである。

(3) 賃上げの低さが婚姻や出生を妨げる社会

ここで興味深いデータを紹介する。以前、石井(2013)において出生数と春闘賃上げ率が相関していることを述べた。図表4のように賃上げの期待感が薄れるなかで、労働者家族は家族戦略として少子化を選択した。18歳人口の減少や労働力不足は賃上げ抑制社会を作ってきた「日本的労使関係」にあるとも言える。

石井(2013)では出生数と賃上げ率の相関をみたが、少子化の原因は婚姻の少なさに起因していることから、図表5では婚姻数と春闘賃上げ率を相関させてみた。すると婚姻数も出生数とほぼ同様の相関性の高さを示した。先にみた手取り20万

円(時給1333円)を超えられないために、結婚という選択肢が現実的な選択にならない若者が増えているなかで少子化に帰結しているといえる。日本の賃金が抑制されることで婚姻や出生に展望がもてない社会になっているのである。

こうした婚姻や出生が選択されないことが最低生計費調査にも悪影響を及ぼす。最低生計費に対する巷間の反応は、最低生計費は「高過ぎる」である。なぜこうなるのか。橋本(2018)の「埼玉県最低生計費調査」を巡るSNSによる批判の分析は興味深い。「埼玉で人並の生活、月収50万円必要」(2017年4月17日付『朝日新聞』電子版)に対して、「それは高過ぎる」との批判が寄せられたことに対して、なぜそのような反応になるのかが分析されている。

橋本は設定された標準世帯(30代夫婦で小学生と幼稚園児)は今の日本では少数派になりつつあること、それを標準とする違和感がSNSで表明されたとする。しかし、橋本はこうした「標準世帯」が「標準」ではなくなったことを受け入れつつ、なぜ「標準」ではなくなったのかを問い、「モデル世帯の状況にたどり着くまでにもっとお金が必要」であることが問題であり、「経済的理由がさまざまな意味で世帯や個人の生活のしづらさを生み、ひいては少子化の原因」になるとする(橋本2018:142)。

先の図表4および5から明らかにように、家計が伸びないことを内面化する反応は1970年代の賃

上げ自粛路線から半世紀近く続いており、人口構造に影響を与え続けている。

久本(2019)は「逆・所得政策」として最低賃金政策と標準賃金政策という2013年から政府が進める賃上げ政策を評価する。筆者はこうした外枠としての賃金政策に加えて、内発的な生活改善要請がないと上手くいかないとみている。あわせて、「逆・所得政策」の対象範囲を広くする必要がある。時給で働く最低賃金労働者と経団連企業所属の正社員だけでなく、広く波及させ、生活・就労の選択の幅を広げなければならない。

これまでは、久本がいうように雇用重視で賃金の柔軟性に対応した結果、雇用が守られた層もそうでない層も生活苦に追い込まれることになってきた。打開策が必要である。

標準的なライフコース圧力=「生活(4)競争」からの解放を模索する地方圏の若者

ではどうすればいいのか。内発的な生活改善はしたら生まれるのか。まず、標準とは何かを問うことから考えたい。

岩田(1998)の指摘は示唆に富む。われわれは生活の近代化や社会化を進め、社会的標準を形作り、「人並みの生活」を生み出したが、それらに強いられる側面もある。そこに「人並みの生活」を目指した「生活競争」の強制が生まれる(岩田1998:9)。われわれはこの「生活競争」を乗り越えるため、収入の拡大と世帯員の縮小で対応してきた。しかし、前者は上手くいかず収入の低い者の社会的排除を引き起こし、後者は「家族資源」を枯渇させつつあり、「生活競争」が組み込まれた標準の維持は限界にきている。

今回の大分調査においても他の地域同様、若者単身で20数万円の結果が出ていることが予測される。この水準は個人生活決定において必要とされる最低限の金額である。しかし、この20数万円や標準家族の生計費の50万円に届かせることを自助に求める「生活競争」にしてはならない。この数字を個人の就労のみによって供給することは難しく、自助だけでは「生活競争」を激化させる

ことを促し、豊かな社会にはたどり着けない。

われわれの課題は、この標準生計費がいかに節約されているのか、その節約のなかで起きる貧困問題を顕在化させ、問題を解決するために、いかにして当該部分の供給を保障するかである。

冒頭、低賃金構造のなかで国際競争力をつけてきたことを特徴とする「日本的労使関係」の問題を指摘した。この低賃金構造による規定関係が、内需である「暮らし」に関わる生活サービスに「いつの間にか」染み込んでしまっている。たとえば、よりよい行政サービスを求めながら、役所のマンパワー減には平気で加担してしまう。労働者が労働者自身の首を絞める形になっている。宅配便ドライバーの長時間労働問題について、首藤(2018)では「私たち自身が荷主としてただ働きを押し付ける圧力になっている構造を明示化」(石井2018:153)し、宅配便ドライバーの長時間労働問題を引き起こしている、われわれの「豊かな」生活の再考を促している。

そもそも「暮らし」は競争するものではなく、多様に「あるもの」であり、多様なあり方を保障するための生活サービスの社会化が大切である。現在ある国際競争力を前提とした社会標準から抜け出し、現在の経済活動で得られた物的・人的資源を活かす「暮らし」を創造する場を増やしていくことである。

われわれは現在、地方圏の仕事起こしに関する調査をしている。そこでは、所得は標準ではなくても、公的サポートをうけつつ、人のつながりや支援を組み合わせ「暮らし」を作っていく人々がどの地方圏にも存在していることを発見している。筆者が着目しているのは、その「暮らし」を創造していくスタートアップには、時間、お金、出会いが必要であることだ。最低生計費はこのお金の部分にあたり、生活を選択できる土台を作る。この上に、社会関係を創造するための時間と出会いが保障され、多様な生き方を創造することが社会的権利になることが求められている。

われわれの調査では、ワーキングプアの増加がある一方、「暮らし」のための仕事をし、決して

経済的には豊かでないが満足度の高い暮らしをしている地方人に出会っている。こうした人を増やすために、現在の調査で明らかになりつつあるのは、そのライフコースにたどり着くまでの時間、お金、出会いの保障である。



4 働き方・社会参加の多様性を保障する—「暮らし志向」の社会政策—

これまで論じてきたように、地元志向を助長し、地方圏へ定着させる施策では豊かな地方社会にはならず、ますます地方圏が疲弊することにもつながりかねない。そうならないためには、地元志向も包含する誰がどこに住んで働き暮らしていくかを多様に選択できる社会が必要であり、そのためには多様な労働・生活に関わり、その織りなすあり様が地域社会を形作っていく「暮らし」を基盤においた社会政策を作っていく必要がある。

個人と社会が国際競争力をつけるためではなく、生活力をつけるために、経済・政治を活用することが必要である。内発的な生活改善要請への取り組みを権利として保障すること、そして社会で生み出す富を再配分する仕組みを工夫すること、その達成には自由と自治の考えは極めて重要である。経済力をつけるために生活が成り立たないマッチポンプのような社会を変えていくには、まずは選択の自由や社会参加の仕組み、そのために社会の不都合な事実も含めて「知る」こと、「知らせる」ことである。

この間、日本は「隠す」ことばかりで、「知る」こと、「知らせる」ことが機能不全に陥っている。裁量労働データの改ざん、桜を見る会の招待者名簿の廃棄、森友学園^{もりとも}での公文書改ざん、最近では学術会議の任命拒否の理由不開示である。「知る」ことを大事にする大学も国際競争力やイノベーションを看板にしないと維持できないように締め付けられ、日々抵抗しつつも大学の価値は劣化させられている。生活を豊かにするための学問の発展を、大学に集う若者や研究者と地道に提起して

いくことに活路を見出していきたい。

【参考文献】

- 阿部誠 (2020) 「地方圏の雇用はどこに問題があるか—大都市圏と地方圏の職業構造の違いに着目して—」『大分大学経済論集』72巻3号。
- 石井まこと (2013) 「雇用流動化と若者—自壊する日本型雇用システムとの関係をめぐって—」生活経済政策研究所『生活経済政策』No.201。
- 石井まこと (2018) 「書評 首藤若菜著『物流危機は終わらない』」『経済』No.285。
- 石井まこと (2020) 「地方圏における持続可能な経済社会の創出—生活を支える仕事を創り、『なりわい』を育む—」大原記念労働科学研究所『労働の科学』75巻12号。
- 石井まこと・宮本みち子・阿部誠編 (2017) 『地方に生きる若者たち—インタビューからみえてくる仕事・結婚・暮らしの未来—』旬報社。
- 岩田正美 (1998) 「社会構成の変化と貧困の存在」江口英一編『改訂新版 生活分析から福祉へ』光生館。
- 金英 (2017) 『主婦パートタイマーの処遇格差はなぜ再生産されるのか—スーパーマーケット産業のジェンダー分析—』ミネルヴァ書房。
- 小林雅之 (2018) 「高等教育費負担の国際比較と日本の課題」『日本労働研究雑誌』No.694。
- 首藤若菜 (2018) 『物流危機は終わらない—暮らしを支える労働のゆくえ—』岩波書店。
- 下山房雄 (2010) 「『日本の低賃金』論の系譜」石井まこと・兵頭淳史・鬼丸朋子編『現代労働問題分析—労働社会の未来を拓くために—』法律文化社。
- 橋本紀子 (2018) 「生計費調査から見る日本の世帯構造の変化—「埼玉県最低生計費調査」を巡るSNS上の反応を巡って—」『関西大学経済論集』67巻4号。
- 久本憲夫 (2018) 「賃金政策：近年の賃金動向と『逆・所得政策』」社会政策学会『社会政策』第10巻3号、ミネルヴァ書房。

(注)

- i) 科学研究費基盤研究 (B) 「地方圏若年層の多様な就業機会と家族形成に関する地域間比較研究」(代表：石井まこと、課題番号24330155) および科学研究費基盤研究 (B) 「地方圏の多様な就業・生活を支える『人的つながり』と『多様な経済』に関する調査研究」(代表：石井まこと、課題番号19H01565)。

いしい まこと 1966年生まれ。大分大学経済学部教授。大原記念労働科学研究所協力研究員。熊本学園大学水俣学研究センター客員研究員。社会政策学会代表幹事 (2022年5月まで)。専攻は社会政策、労使関係。地方圏の生活と仕事の関係について調査研究の他、チソン労使関係系、労災ジェンダー分析などを研究。